

○役員報酬規程

(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年規程第 7 号)

改正 平成 15 年 12 月 1 日平成 15 年規程第 30 号 平成 17 年 11 月 30 日平成 17 年規程第 31 号
平成 18 年 3 月 29 日平成 18 年規程第 9 号 平成 21 年 5 月 26 日平成 21 年規程第 20 号
平成 21 年 11 月 25 日平成 21 年規程第 33 号 平成 22 年 11 月 30 日平成 22 年規程第 26 号
平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規程第 5 号 平成 26 年 1 月 27 日平成 26 年規程第 2 号
平成 27 年 1 月 27 日平成 27 年規程第 3 号 平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規程第 15 号
平成 27 年 4 月 6 日平成 27 年規程第 33 号 平成 28 年 2 月 16 日平成 28 年規程第 4 号
平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規程第 16 号 令和元年 6 月 28 日令和元年規程第 4 号
令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規程第 15 号 令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規程第 13 号
令和 4 年 12 月 1 日令和 4 年規程第 43 号 令和 5 年 11 月 28 日令和 5 年規程第 42 号
令和 6 年 11 月 26 日令和 6 年規程第 29 号

(総則)

第 1 条 国立研究開発法人科学技術振興機構役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

(報酬の区分)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については、本俸、特別調整手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

2 常勤の役員のうち、国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成 14 年 12 月 13 日法律第 15 号)第 10 条第 3 項に規定する理事(以下「運用業務担当理事」という。)の報酬については、前項に定めるものに加え、職能・職務手当とする。

(本俸)

第 3 条 常勤役員の本俸は、月額とし、別表に定める号俸により次の各号に掲げる範囲内で支給する。

- (1) 理事長 5 号俸以上 8 号俸以下
- (2) 運用業務担当理事 7 号俸
- (3) 理事 5 号俸以下
- (4) 監事 3 号俸以下

(非常勤役員手当)

第 4 条 非常勤役員手当の月額を、次の額を上限とする範囲内で支給する。

監事 780,000 円

(特別調整手当)

第 5 条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。)第 11 条の 3 及び第 11 条の 7 の規定に準じて役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額は、東京都特別区に在勤する役員にあっては、本俸に 100 分の 14 を、埼玉県川口市に在勤する役員にあっては、本俸に 100 分の 5 を乗じて得た額とする。

3 非常勤の役員には、特別調整手当は支給しない。

(職能・職務手当)

第6条 職能・職務手当は、運用業務担当理事に支給する。

2 職能・職務手当の月額、本俸に100分の50を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するものの他、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(報酬の支給定日及び支給方法)

第8条 役員の報酬(期末特別手当を除く。以下次条において同じ。)の支給定日は、毎月25日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。ただし、第10条に規定する期末特別手当を支給する月にあつては、そのつど別に定める日とすることができる。

2 役員の報酬は、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。

(報酬の日割計算)

第9条 月の中途において、あらたに役員に任命され、若しくは役員が退職し、解任されたときの当該月の報酬については、それぞれ第3条から第6条までに規定する額を当該月の日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に在職した日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の中途において役員が死亡したときの当該月の報酬については、第3条から第6条までに規定する額の全額を支給する。

(期末特別手当)

第10条 期末特別手当は6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員及びこれらの基準日前1月以内に退職、解任又は死亡し役員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項の規定により解任されたとき(同項第1号の規定により解任されたときを除く。)は支給しない。

2 常勤の役員(運用業務担当理事を除く。以下この項において同じ。)の期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職、解任又は死亡した役員にあつては退職、解任又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額を合計した額に、次の各号に定める割合の合計を乗じて得た額にその者の在職期間を勘案して理事長が定める割合を乗じた額とする。

(1) 一般職給与法第19条の4第2項において、指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当基礎額に乘じる割合として定められる割合

(2) 一般職給与法第19条の7第2項第1号ロにおいて、指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額に乘じる割合として定められる割合

3 運用業務担当理事の期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職、解任又は死亡したときは、退職、解任又は死亡した日現在)において運用業務担当理事が受けるべき本俸、職能・職務手当及び特別調整手当の月額並びに本俸月額及び職能・職務手当に100分の25を

乗じて得た額並びに本俸、職能・職務手当及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額を合計した額に、次の各号に定める割合の合計を乗じて得た額にその者の在職期間を勘案して理事長が定める割合を乗じた額とする。

- (1) 一般職給与法第19条の4第2項において、指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当基礎額に乘じる割合として定められる割合
- (2) 一般職給与法第19条の7第2項第1号ロにおいて、指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額に乘じる割合として定められる割合
- 4 前2項の規定による期末特別手当の額は、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。
- 5 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合は、その者の国家公務員として在職した期間は役員として在職した期間とみなす。
- 6 役員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるために退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合における期末特別手当は、第1項の規定にかかわらず支給しない。
- 7 期末特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法を準用する。
- 8 非常勤の役員には、期末特別手当は支給しない。

(端数の取扱)

第11条 この規程の定めるところによる報酬計算において、50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額は、1円として計算する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 本規程における本俸は、科学技術振興事業団役員給与規程(平成8年規程第6号)においては本給とみなす。
- 3 独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)附則第2条第1項の規定による科学技術振興事業団(以下「旧法人」という。)の解散に伴い旧法人の役員を退職し、引き続き独立行政法人科学技術振興機構の役員に任命された者の第9条第2項に規定する在職期間にはその者の旧法人としての在職期間を含むものとする。
- 4 前項に該当する役員の報酬の額については、平成15年10月1日から平成16年3月31日までの間に本規程が役員報酬の額について改正された場合には、科学技術振興事業団役員給与規程の従前の例及び他の法人の例に準じて改正されたものとみなし、当該改正されたものとみなされた報酬の額と平成15年9月30日以前に支払われた報酬の額との調整を行うものとする。

附 則(平成15年12月1日平成15年規程第30号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、改正後の役員報酬規程第6条第2項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成 15 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成 15 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、役員報酬規程第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - (1) 平成 15 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 15 年 6 月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額

附 則(平成 17 年 11 月 30 日平成 17 年規程第 31 号)

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、役員報酬規程第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - (1) 平成 17 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 17 年 6 月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

附 則(平成 18 年 3 月 29 日平成 18 年規程第 9 号)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 4 月 1 日の前日から引き続き在職する常勤役員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなる役員には、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

附 則(平成 21 年 5 月 26 日平成 21 年規程第 20 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末特別手当に関する第 9 条第 2 項の規定の適用については、第 9 条第 2 項第 1 号は「100 分の 70」と、同条同項第 2 号は「100 分の 75」とする。

附 則(平成 21 年 11 月 25 日平成 21 年規程第 33 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員報酬規程第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 21 年 6 月 1 日において役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則(平成 22 年 11 月 30 日平成 22 年規程第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、役員報酬規程第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成 22 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 22 年 6 月 1 日において役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額
- 3 平成 22 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間において、国家公務員等であつた者から新たに人事交流等により役員となった者における前項各号の取扱いについては、その者が同年 4 月 1 日に役員として在籍していたものとみなして適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規程第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 24 年 6 月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成 24 年 6 月に支給する期末特別手当の額は、役員報酬規程第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成 23 年 4 月 1 日(同月 2 日から施行日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 23 年 6 月 1 日において役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに平成 23 年 12 月 1 日において役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
- 3 平成 23 年 4 月 1 日から施行日までの間において、国家公務員等であつた者から新たに人事交流等により役員となった者における前項各号の取扱いについては、その者が同年 4 月 1 日に役員として在籍していたものとみなして適用する。
(役員報酬に関する臨時特例措置)
- 4 施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、この規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本俸 当該役員の本俸に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (2) 特別調整手当 当該役員の本俸に対する特別調整手当の月額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (3) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

附 則(平成 26 年 1 月 27 日平成 26 年規程第 2 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 27 日平成 27 年規程第 3 号)

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規程第 15 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 6 日平成 27 年規程第 33 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 7 日から施行し、改正後の役員報酬規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
(役員報酬に関する経過措置)

- 2 平成 27 年 3 月 31 日から引き続き在職する役員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなる役員には、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として、平成 30 年 3 月 31 日までの間又は当該役員の任期(再任を含まない。)が満了するまでの間、支給する。

附 則(平成 28 年 2 月 16 日平成 28 年規程第 4 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 17 日から施行し、改正後の役員報酬規程の規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(報酬差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在籍する役員及び平成 27 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者のうち、役員退職手当支給規程(平成 15 年規程第 9 号)第 5 条第 3 項に該当する者で、引き続いて国家公務員となるため退職した者に対して、平成 27 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた報酬(役員報酬規程(平成 27 年規程第 33 号)附則第 2 項の規定に基づいて支給された報酬を含む。)は、改正後の役員報酬規程による報酬の内払いとみなし、改正後の役員報酬規程による報酬と内払いの額との差額(以下「報酬差額」という。)を支給する。

(報酬差額の支給日)

- 3 報酬差額は、平成 28 年 3 月 17 日に支給する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規程第 16 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 28 日令和元年規程第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の役員報酬規程第 3 条に基づき支給を受けている監事の本俸については、その任期の間、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規程第 15 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規程第 13 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 1 日令和 4 年規程第 43 号)

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 11 月 28 日令和 5 年規程第 42 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、改正後の役員報酬規程別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(報酬差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在籍する役員及び令和5年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者のうち、役員退職手当支給規程(平成15年規程第9号)第5条第3項に該当する者で、引き続いて国家公務員となるため退職した者に対して、令和5年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程による報酬の内払いとみなし、改正後の役員報酬規程による報酬と内払いの額との差額(以下「報酬差額」という。)を支給する。

(報酬差額の支給日)

- 3 報酬差額のうち、期末特別手当に相当する分については令和5年12月8日に支給し、その他の分については令和5年12月25日に支給する。

附 則(令和6年11月26日令和6年規程第29号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年12月1日から施行し、改正後の役員報酬規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(報酬差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在籍する役員及び令和6年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者のうち、役員退職手当支給規程(平成15年規程第9号)第5条第3項に該当する者で、引き続いて国家公務員となるため退職した者に対して、令和6年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程による報酬の内払いとみなし、改正後の役員報酬規程による報酬と内払いの額との差額(以下「報酬差額」という。)を支給する。

(報酬差額の支給日)

- 3 報酬差額のうち、期末特別手当に相当する分については令和6年12月10日に支給し、その他の分については令和6年12月25日に支給する。

別表

令和6年4月1日適用

| 号俸 | 本俸月額 |
|----|------------|
| 1 | 716,000円 |
| 2 | 772,000円 |
| 3 | 829,000円 |
| 4 | 908,000円 |
| 5 | 979,000円 |
| 6 | 1,049,000円 |
| 7 | 1,122,000円 |
| 8 | 1,191,000円 |

